

駐日韓国大使館 韓国文化院ハンマダンホール貸館規定

制定:2009年7月6日

第1条(目的)この規定は、駐日韓国大使館 韓国文化院(以下「文化院」とする)ハンマダンホール(以下「ホール」とする)の使用に際し、文化院施設の効率的な運営と韓国文化芸術の振興・発展及び韓日(国際)交流に貢献することを目的とする。

第2条(貸館施設)貸館または貸出できるホールの施設、または付帯設備品などの範囲は次の通りであり、付帯設備物などの使用は協議をして決めるものとする。

1. 貸館施設

- ア. ホール
- イ. ホール控室
- ウ. ホール機械操作室
- エ. その他、文化院がホールと関連して管理している施設

2. 付帯設備品

- ア. マイク、プロジェクターなどの行事関連付帯設備
- イ. チャング、プク、カヤグムなどの伝統楽器
- ウ. その他、文化院が保有している行事関連物品

第3条(貸館申請)文化院の施設を使用しようとする者(以下「貸館申請者」)は、次の事項を記載した貸館申請書(添付 1)を駐日韓国大使館韓国文化院(以下「文化院長」)に提出するものとする。

1. 貸館申請は文化院が別途指定する期間内に行うものとする。但し、ホール使用日程に支障がない場合、文化院長が特別に必要であると判断する場合は例外とする。
2. ホール使用許可の選考は、文化院長主導のもと、文化・芸術・放送・韓国語教育分野などの諮問委員と共に審議し、決定する。

第4条(貸館及び時間)文化院長は公演・映画上映会・セミナーなど(以下「行事」)文化院自体の行事に支障を与えない範囲内で次の項目に該当する行事のために民間団体にホールを貸館することができる。

1. 韓国文化の普及および発展と韓日(国際)文化交流と関した行事
2. 文化芸術と関した国家的な行事

3. 文化院長が特別に公共性および文化芸術の交流のために必要だと認定する行事
4. 貸館期間は多くの団体の利用のために連続3日間の使用をもとにする。(一つの団体の年間使用15日以内で制限)
5. 貸館時間は月～土曜日(日曜日および公休日休館)9時～22時(搬入および撤収の時間を含む)

曜日	月～土曜日	日曜日および公休日
時間	9時～22時	休館

第5条(貸館不許可)文化院長は、貸館申請内容のうち次の項目に該当するものがある場合、貸館を不許可とすることができる。

1. 韓国及び駐在国の法令を違反する内容の行事
2. 特定宗教の布教、または政治的目的による行事
3. 個人・企業・私設団体などの記念行事、または授賞式などの行事
4. 営利を目的とする行事
5. 文化院の施設、または設備の管理維持に不適切だと判断される行事
6. その他、文化院の運営目的に相応しくないもの、本規定を違反する行為を行う恐れのある行事

第6条(貸館承認及び契約締結)文化院長は貸館申請を受理後、次のように貸館を承認する契約を締結する。

1. 文化院が別途指定した日までに貸館承認の可否を申請に当てに書面、または電話、FAXなどで通達する。
2. 承認の通達を受けた申請者は貸館承認書(添付3)に記載した指定日までに、第9条第4号によるホール使用実費を納付するものとする。
3. 必要であると判断された時は、条件付きで貸館承認を決定することができる。
4. 文化院と貸館申請者間の貸館に関する契約は、貸館申請書に基づいた貸館承認書の発行及びホール使用実費の納付完了をもって締結したものとす。

第7条(承認取消及び中止)文化院長は次の項目に該当する内容がある場合、貸館承認を取消、または使用中止の処置をすることができる。

1. 貸館承認後、本規定第4条の申請記載内容に虚偽がある場合
2. 貸館申請内容と異なる行事を行う場合
3. 貸館承認条件を違反した場合

4. 指定日までにホール使用実費を納付しない場合
5. 天災地変などやむを得ない事情により、施設の使用が不可能な場合
6. 行事開催日 1ヶ月前までに行事内容及び資料が配布されない場合

第 8 条(貸館内容変更)

1. 貸館申請者はやむを得ない事情により貸館内容の変更を避けられない場合、貸館承認変更申請書を30日までに提出して事前に承認をとるものとする。
2. 文化院長は文化院の業務、またはやむを得ない事情がある場合は、施設などの使用者(以下「貸館者」)と協議して貸館承認内容を一部変更することができる。

第 9 条(ホール使用実費)ホール使用実費の決定、納付、免除などに関連した事項は、次の号の規定に従うものとする。

1. ホール使用実費は毎年ホール関連の光熱費、施設維持費などを考慮して決定する。
2. ホール使用実費は使用日及び時間を基準に賦課する。
3. 貸館承認の通知を受けた申請者は、文化院が定めた指定日までにホール使用実費を納付するものとする。
4. 国家及び文化院が主催する行事の場合は文化院の施設を無料で貸館することができる。
5. 貸館者が既に納付したホール使用実費は原則的に返還しないものとするが、次の項目に該当するものがある場合、ホール使用実費の全額を返還するものとする。
 - ア. 天災地変、その他不可抗力により貸館使用が不可能となった場合
 - イ. 文化院による事情のため貸館使用が不可能となった場合
 - ウ. 行事 15 日前までに施設使用の取消を申請し、その取消申請に妥当な理由があると認められた場合

第 10 条(施設使用者の遵守及び義務事項)

1. 貸館者は次の各号を順守するものとする。
 - ア. 文化院の品位を維持し、公共秩序及び美風良俗を守ること
 - イ. 使用許可が認められた目的に該当する行事を実施すること
 - ウ. 文化院長が定めた施設使用者の義務事項(添付 2)を遵守すること
 - エ. 文化院長が安全のために事故などの予防策として必要であると要請した事項を遵守すること

- オ. 行事終了後、使用施設に対する原状復帰を必ず行うこと
2. 上記義務遵守事項に違反する場合、貸館を禁ずることができる。
3. 貸館者は行事を自己の責任により管理するものとし、事故等が起こらないよう徹底する必要がある、発生した事故等については貸館者が責任を負うものとする。

第 11 条(損害賠償)貸館者は次の項目に該当するものがあれば、文化院に対し損害賠償を行うものとする。

1. 貸館施設及び貸出付帯物品等の破損、紛失などによる損失がある場合
2. 文化院の諸般管理施設などに発生した損害が、貸館者による行事が直接的な原因であると客観的に明白である場合
3. 貸館者による責任で発生した貸館期間中の事故、または第 10 条の規定に違反し貸館期間中に発生したすべての事故等による損害が発生した場合

附 則

この規定は2009年7月6日から実行する。